

行政書士業務委任契約書

委任者 (以下「甲」という) と受任者 行政書士フェイス総合法務事務所 (以下「乙」という) は以下の通り委任契約を締結する。乙は「民法」「行政書士法」、その他法令を遵守し、早期に甲のため最善の結果を獲得することを目指し、甲は、乙の業務遂行に協力する。

(契約の成立)

第1条 甲は乙に対し、融資申請代理サポートに関する行政書士業務を委託し、乙は受託した。この契約は融資申請代理サポート業務の成功を保証するものではない。

(期間)

第2条 本契約の有効期間は、契約締結後1年間とする。ただし、契約期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれかが特段の意思表示を行わない限り同一条件で1年間更新される。

(報酬額)

第3条

1 甲は乙に対し、成功報酬金として、**融資実行額(承認額)の5%相当額(税別)**を支払うものとし、融資の実行がなされなかった場合には成功報酬金を徴取しないものとし、本契約を終了する。

乙は原則として着手金を受領しないが、業務の難易度が非常に高い場合、甲の住所が遠方の場合には着手金の授受を甲より行ない、この着手金は融資の成功の有無にかかわらず甲に返還しない。

融資の種類によっては乙への成功報酬金の他に、各金融機関に対して各種手数料、信用保証料(事務手数料、信用保証料等という)の支払いが別途必要な場合がある。

2 前項に規定する他、融資申請代理業務以外の行政書士業務については別途、乙の報酬規定に基づく行政書士報酬を支払う。なお、**融資の可否、および可の場合はその金額の連絡が金融機関より甲にあった場合、甲は直ちにその内容を乙に連絡するものとする。**

3 甲の都合によって委託業務の処理に着手した後に解除したことに起因して乙に損害が生じた場合、甲はその損害を賠償する。

4 甲は成功報酬金を、**融資実行(入金)日を含め、3営業日以内**に、乙が指定する銀行口座に振り込みの方法によって送金するものとする。

(資料の提供・秘密の保持)

第4条

1 委託業務の処理に必要な書類、帳簿およびその他の資料は、甲の責任と負担において乙に提供するものとする。

2 これらの資料の不備・虚偽に起因する事務処理上の瑕疵については、乙はその責任を負わない。

3 乙は甲より資料の提供を受けた場合、善良なる管理者の注意をもってこれを保管する。なお本契約が成立しなかった場合には乙の責任においてシュレッター等を使用のうえ破棄するものとする。

4 乙は業務上知り得た事項について、甲の秘密を守る義務を負う。(甲が行政書士でなくなった場合も同様)

(費用)

第5条 委託事務を処理するために必要な交通費・駐車料等については、甲の住所が遠方の場合など特段の事情がない限り乙の負担とする。

(解除)

第6条 当事者の一方がこの契約に違反したときは、相手方は期間の定めにかかわらず、この契約を解除することができる。本契約に定められていない事項が発生した場合又は疑義等が生じた場合は、甲、乙は円満に協議し事件解決に努めるものとする。

以上の内容を甲・乙双方十分理解した証として本書2通を作成し、双方記名・捺印の上甲乙がそれぞれ各自その1通を保有する。

年 月 日

甲 住所

電話

氏名

乙 住所 神奈川県横浜市保土ヶ谷区常盤台86-1 アンジュの丘横浜常盤台6F

電話 045-336-1500

氏名 行政書士フェイス総合法務事務所
担当行政書士